

令和2年度政府戦略分野に係る国際標準化活動
生活支援ロボットを安全に運用するためのルールに関する国際標準化

成果報告書概要

一般社団法人日本ロボット工業会

1. 調査研究の目的

生活支援ロボットが運用される際には、製造者から指定された「ロボットの用途や制限に基づいた正しい運用」が守られなければ受容可能なリスクを超える場合が起こりうるので、正しい運用を行うためのルールが必要とされるが、国際的に明文化された文書は存在していないのが現状である。そこで、生活支援ロボットの国際的な市場形成を促進するために、製造者だけではなく、販売者、運用者などの様々な利害関係者を対象にした、生活支援ロボットを正しくかつ安全に運用するためのルールの国際標準案である「ロボットサービスの安全マネジメントシステムに関する要求事項」を作成し、ISO/TC 299 に提案する。

2. 進捗状況

本事業で作成した国際規格原案に基づき、2019年7月に制定された JIS Y 1001 (サービスロボットを活用したロボットサービスの安全マネジメントシステムに関する要求事項)を ISO/TC 299 へと国際提案した。その結果、日本提案である安全運用マネジメント規格案 (ISO/NP 5124) が承認された。また、当該規格 (ISO 31101) 開発審議を専門に行うための新規ワーキンググループ (WG 7) の設置に成功し、さらに日本が当該 WG 7 コンビナの地位獲得に成功した。以降、WG 7 において国際規格開発作業が進められている。